

令和4年度第20回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和5年1月24日

担当部・課：保健福祉部保健福祉総務課〔内線2466〕

① 件 名											
石巻市奨学金返還支援事業の見直しについて											
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）											
<p>【背景】 今後、さらなる人口減少が見込まれる中、本市が推進する次世代型地域包括ケアシステムの推進に必要となる医療、介護及び福祉に係る人材確保と定住促進を図るため、奨学金返還支援事業を実施している。 一方で助成総額は右肩上がりに増加していることなどを踏まえ、効果的な定住促進や利便性の向上とともに財政負担の平準化について検討してきた。</p> <p>【目的】 さらなる医療、介護及び福祉に係る人材確保と定住促進を図るため、奨学金返還支援事業の助成金の額及び助成対象期間の見直しを行う。</p>											
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性											
<p>【根拠法令】 石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱（平成28年告示第114号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕又は〔個別計画との整合性〕】 第3章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち 第5節 みんなが共に支え合う地域共生社会の実現 2 地域で支える活動と在宅医療・介護の連携を推進する</p>											
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）											
平成28年	4月	石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱制定									
平成29年	4月	石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱の一部改正 (助成対象者に保育士、助産師を追加)									
令和4年	10月	総合計画実施計画裁定（令和5年度～令和7年度）									
令和5年	1月	令和5年度当初予算裁定									
⑤ 主な内容											
<p>・見直し内容 令和5年4月1日以降の新規助成金申請者から、助成金の額を奨学金返還額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし1年度につき10万円を限度とし、助成期間については6年を限度とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>変更後</th> <th>変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成金の額</td> <td>1年度につき返還額の2分の1以内で10万円を限度とし、総額で60万円を限度とする。</td> <td>1年度につき20万円を限度とし、総額で60万円を限度とする。</td> </tr> <tr> <td>助成対象期間</td> <td>助成金の交付の対象となった最初の月から起算して6年を限度とする。</td> <td>助成金の交付の対象となった最初の月から起算して3年を限度とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>・経過措置 変更後の規定は、令和5年4月以降、新たに申請する助成金から適用し、令和5年3月末以前に助成金の交付対象となった者に係る助成金については、なお従前の例による。</p>			区 分	変更後	変更前	助成金の額	1年度につき返還額の2分の1以内で10万円を限度とし、総額で60万円を限度とする。	1年度につき20万円を限度とし、総額で60万円を限度とする。	助成対象期間	助成金の交付の対象となった最初の月から起算して6年を限度とする。	助成金の交付の対象となった最初の月から起算して3年を限度とする。
区 分	変更後	変更前									
助成金の額	1年度につき返還額の2分の1以内で10万円を限度とし、総額で60万円を限度とする。	1年度につき20万円を限度とし、総額で60万円を限度とする。									
助成対象期間	助成金の交付の対象となった最初の月から起算して6年を限度とする。	助成金の交付の対象となった最初の月から起算して3年を限度とする。									

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

次世代型地域包括ケアシステムの推進に必要となる医療、介護及び福祉に係る人材確保と若者の定住が図られる。

【市財政への負担】

令和5年度 18,302千円

(内訳) 新規分: 4,600千円(46名×10万円)

継続分: 13,702千円(92名)

(財源) 一般財源(がんばる石巻応援基金を充当)

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

・県内自治体の奨学金の返還を支援する事業

市町村名	資格要件	助成内容等	助成期間及び助成限度額
仙台市	資格要件無し	<ul style="list-style-type: none"> 市内の協力企業(中小企業、社会福祉法人、NPO法人等)に勤務し、市内に居住することが要件 返還助成金 年間上限18万円 	<ul style="list-style-type: none"> 最長3年間を上限 助成限度額54万円
東松島市	看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、福祉士、助産師、保育士の資格を有する者	<ul style="list-style-type: none"> 市内の事業所に勤務することが要件 返還助成金 年度上限20万円 定住加算金 初年度のみ40万円 (5年間の定住が要件) 	<ul style="list-style-type: none"> 最長5年度を上限 助成限度額100万円 (返還助成金60万円+定住加算金40万円)
気仙沼市	保育士資格又は幼稚園教諭免許を取得している者	<ul style="list-style-type: none"> 市内の保育施設等に3年以上勤務することが要件 返還助成金 年度上限10万円(返還額の1/2補助) 	<ul style="list-style-type: none"> 最長3年度を上限 助成限度額30万円
加美町	資格要件無し (30歳未満の者)	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請日から5年以上町内に居住する意思がある者 返還助成金 年度上限20万円(返還額の2/3補助) 	<ul style="list-style-type: none"> 最長5年度を上限 助成限度額100万円

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和5年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

3月 石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱の一部改正
(施行予定年月日: 令和5年4月1日施行)

4月 市報、市ホームページ等による周知

⑨ その他